

令和8年熊本地震における住宅の応急修理 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施要領

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」（以下、「応急修理」という。）を行なうこととされているが、この実施要領は、令和8年熊本地震における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、熊本県内（熊本市を除く）の20市町村（別紙1）である。

1 対象者

（1）以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊又は半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

- ② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

ただし、被災者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

- ③ 応急仮設住宅に入居していないこと。

※「6 応急修理期間中の応急仮設住宅の利用」は、応急仮設住宅に入居してから応急修理を申し込む制度ではなく、修理期間が1か月を超える程度の工事になる場合、賃貸型応急住宅に入居できる制度である。

（2）資力等の要件

災害のため住家が中規模半壊、半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」（様式第2号）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断

する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要不可欠な部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯

757,000 円以内

② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯

367,000 円以内

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、上記（1）の1世帯当たりの額以内とする。

なお、同一住家に2以上の世帯が居住しており、世帯ごとに必要最小限度の部分が相違する場合には、当該世帯ごとに最小限度の部分を判断することになる。この場合、世帯ごとに修理のために支出できる費用の額は、上記（1）のとおりである。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法に基づく住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。

4 手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町村は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは（別紙2図1）のとおり。

5 証拠写真の提出

- ① 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。
- ② 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』（以下、「証拠写真代替資料」という。）（様式第9号）に記載するとともに、修理業者としてこれを証明することで、証拠写真の代替として差し支えない。

なお、「証拠写真代替資料」については、被災者や自治体が代筆することは認めない。

「証拠写真代替資料」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

（単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は応急修理を実施した内容の証明にはならない。）

6 応急修理期間における応急仮設住宅の使用

応急修理の期間中において応急仮設住宅を使用できる者は、災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、工事期間が1か月を超えると見込まれる者とする。

当該工事期間の始期は、被災者が、被災自治体に対して、応急修理を申し込んだ時点とする。

応急仮設住宅への入居期間は、被災者が、被災自治体に対して、応急修理を申し込んだ日を開始日とし、原則として6か月以内とする。

7 関係様式

- ・ 災害救助法に基づく住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ・ 住宅の被害状況に関する申出書（住宅の応急修理に関する参考資料）（様式第1号の2）
- ・ 資力に関する申出書（様式第2号）
- ・ 修理見積書（様式第3号）
- ・ 応急修理依頼書（様式第4号）
- ・ 応急修理実施連絡書（様式第5号）
- ・ 請書（様式第6号）
- ・ 工事完了報告書（様式第7号）
- ・ 応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳（様式第8号）

- ・「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料（様式第9号）

附 則

この要領は、令和8年（2026年）7月31日から施行し、令和8年（2026年）7月28日から適用する。

災害救助法適用市町村一覧

熊本県

八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、
下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、
上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、
葦北郡津奈木町

(以上令和 8 年 7 月 2 8 日適用)

※熊本市は災害救助法の適用を受けたが、救助実施市であるため別途実施

(参考)

住宅の応急修理に係る県と市町村の事務分担

実施項目	都道府県業務	市町村業務
① 県・市町村の担当責任者の確定（土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）	○	○
② 内閣府への特別協議の実施	○	×
③ 被害認定調査の実施	×	○
④ 罹災証明書の発行	×	○
⑤ 修理業者への業務内容説明	○	○
⑥ 住宅の応急修理に関する相談窓口の設置 （障害物の除去等と同一の相談窓口でも可）	○	○
⑥ 被災者からの申込様式の作成	○	×
⑦ 県・市町村の申込受領に関する様式等の作成	○	×
⑧ 被災者からの申込受付、受領、審査 （被災住家の状況の確認（写真等で確認も可）） （被災者への十分な説明）	×	○
⑨ 修理見積書の確認	×	○
⑩ 修理業者に対し、修理依頼書の発行請書の徴収	×	○
⑪ 修理業者に対し、工事完了報告書の提出の際に、施行前・施行中・施工後写真の添付について説明	×	○
⑫ 修理業者からの工事完了報告書の受領、完了検査の実施	×	○
⑬ 修理業者からの請求書の提出の確認	×	○
⑭ 修理業者に対する負担行為・支払い	×	○

※ 倉庫や駐車場等の非住家は対象外

※ 県・市町村の業務分担を整理し、実施漏れがないことを確認すること

図 1 住宅の応急修理の手続き及び流れ

